

令和6年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和6年9月3日提出

富 谷 市

令和6年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について・	1
議案第 2号	令和6年度富谷市一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 3号	令和6年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	別冊
議案第 4号	令和6年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第 5号	令和6年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 6号	町の区域を新たに画することについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 7号	富谷市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 8号	富谷市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 9号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・	14

諮 問

諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	15
--------	---------------------------------	----

認 定

認定第 1号	令和5年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・	別冊
認定第 2号	令和5年度富谷市市営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について・・	別冊

認定第 3号 令和5年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 別冊

認定第 4号 令和5年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・・ 別冊

認定第 5号 令和5年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊

認定第 6号 令和5年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について・ 別冊

認定第 7号 令和5年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について・・ 別冊

議案第 1 号

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第6条 略 (受給者証の提示)	第1条～第6条 略 (受給者証の提示)
第7条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、 <u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上</u> 、受給者証を提示しなければならない。	第7条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、 <u>被保険者証又は組合員証とともに</u> 受給 者証を提示しなければならない。
第8条～第13条 略	第8条～第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 富谷市国民健康保険条例（昭和34年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第12条 略	第1条～第12条 略
第13条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第13条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。
第14条～第16条 略	第14条～第16条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市子ども医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第6条 略 (受給者証の提示) 第7条 受給者は、保険医療機関等(国民健康保険法第40条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。)において療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に対し、<u>国民健康保険法又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、</u>受給者証を提示しなければならない。 第8条～第13条 略	第1条～第6条 略 (受給者証の提示) 第7条 受給者は、保険医療機関等(国民健康保険法第40条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。)において療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証とともに</u> _____ _____ 受給者証を提示しなければならない。 第8条～第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 富谷市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年富谷町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第6条 略 (受給者証の提示) 第7条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、</u>受給者証を提示しなければならない。	第1条～第6条 略 (受給者証の提示) 第7条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証とともに</u> _____ _____ _____ 受給者証を提示しなければならない。

改 正 後	現 行
第8条～第13条 略	第8条～第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(富谷市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 号

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を別添のとおり新たに画するものとする。

令和6年9月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴い、当該施行区域において町の区域を新たに画することによって、合理的にしようとするもの。

変 更 調 書

新たに画する 町 名	左の区域に包含される区域	
	町・字名	地 番
高屋敷西	富谷仏所	2 2 4 の 3, 2 2 5 の 2, 2 2 5 の 3, 2 2 5 の 6, 2 2 6 の 8 5, 2 2 6 の 9 1, 2 2 6 の 9 2, 2 2 6 の 9 4, 2 2 6 の 9 6 から 2 2 6 の 1 0 0 まで, 2 2 6 の 1 1 1, 2 2 7 及びこれらの区域に隣接する道路 である公有地の一部並びにこれらの区域に隣接介在す る水路である公有地の一部
	富谷北沢	2 4 の 1
	富谷南沢	2 1 の 1
	富谷日渡	3 4 の 1
	高屋敷	2 7

議案第 7 号

富谷市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により，市道路線を別紙
のとおり廃止する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

市道七北田西成田線の道路整備に伴い終点位置が変更になるため，市道路線を廃止するもの。

別紙

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
5 0 8	七北田西成田線	富谷市明石台三丁目 9 番 5 地先	
		富谷市穀田花ノ沢 3 8 番 2 4 地先	

議案第 8 号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

令和6年9月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

市道七北田西成田線の道路整備に伴い終点位置が変更になるため，市道路線として認定するもの。また，富谷市明石台東土地区画整理事業に伴い，帰属される道路について市道路線として認定するもの。

別紙

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
508	七北田西成田線	富谷市明石台三丁目9番5地先	
		富谷市穀田花ノ沢38番38地先	
939	明石台6-152号線	富谷市明石台九丁目47番1地先	
		富谷市明石台九丁目51番18地先	
940	明石台6-153号線	富谷市明石台九丁目48番1地先	
		富谷市明石台九丁目48番1地先	
941	明石台6-154号線	富谷市明石台九丁目61番6地先	
		富谷市明石台九丁目61番7地先	
942	明石台6-155号線	富谷市明石台九丁目59番7地先	
		富谷市明石台九丁目58番7地先	
943	明石台6-156号線	富谷市明石台九丁目58番6地先	
		富谷市明石台九丁目58番1地先	
944	明石台6-157号線	富谷市明石台九丁目50番1地先	
		富谷市明石台九丁目51番1地先	
945	明石台6-158号線	富谷市明石台九丁目49番26地先	
		富谷市明石台九丁目49番14地先	
946	明石台6-159号線	富谷市明石台九丁目52番24地先	
		富谷市明石台九丁目52番13地先	
947	明石台6-160号線	富谷市明石台九丁目53番24地先	
		富谷市明石台九丁目53番13地先	
948	明石台12-4号線	富谷市明石台十丁目35番1地先	(
		富谷市明石台十丁目10番11地先	
949	明石台12-5号線	富谷市明石台十丁目23番1地先	
		富谷市明石台十丁目34番4地先	
950	明石台12-6号線	富谷市明石台十丁目1番1地先	
		富谷市明石台十丁目15番9地先	
951	明石台6-161号線	富谷市明石台十丁目35番1地先	
		富谷市明石台十丁目35番17地先	

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
952	明石台6-162号線	富谷市明石台十丁目43番1地先	
		富谷市明石台十丁目44番1地先	
953	明石台6-163号線	富谷市明石台十丁目34番6地先	
		富谷市明石台十丁目33番1地先	
954	明石台6-164号線	富谷市明石台十丁目16番1地先	
		富谷市明石台十丁目21番11地先	
955	明石台6-165号線	富谷市明石台十丁目28番3地先	
		富谷市明石台十丁目28番3地先	
956	明石台6-166号線	富谷市明石台十丁目15番11地先	
		富谷市明石台十丁目14番1地先	
957	明石台6-167号線	富谷市明石台十丁目1番5地先	
		富谷市明石台十丁目1番5地先	
958	明石台6-168号線	富谷市明石台十丁目27番1地先	
		富谷市明石台十丁目27番1地先	
959	明石台6-169号線	富谷市明石台十丁目41番4地先	
		富谷市明石台十丁目39番6地先	
960	明石台6-170号線	富谷市明石台十丁目40番6地先	
		富谷市明石台十丁目40番4地先	
961	明石台6-171号線	富谷市明石台十丁目39番1地先	
		富谷市明石台十丁目38番12地先	
962	明石台6-172号線	富谷市明石台十丁目38番6地先	
		富谷市明石台十丁目38番1地先	
963	明石台6-173号線	富谷市明石台十丁目34番6地先	
		富谷市明石台十丁目32番1地先	
964	明石台6-174号線	富谷市明石台十丁目30番22地先	
		富谷市明石台十丁目30番12地先	
965	明石台6-175号線	富谷市明石台十丁目29番22地先	
		富谷市明石台十丁目29番12地先	

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9 6 6	明石台 6－1 7 6 号線	富谷市明石台十丁目 1 6 番 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 1 7 番 1 3 地先	
9 6 7	明石台 6－1 7 7 号線	富谷市明石台十丁目 2 0 番 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 2 1 番 1 0 地先	
9 6 8	明石台 6－1 7 8 号線	富谷市明石台十丁目 1 9 番 1 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 4 番 1 地先	
9 6 9	明石台 6－1 7 9 号線	富谷市明石台十丁目 1 5 番 1 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 7 番 5 地先	
9 7 0	明石台 6－1 8 0 号線	富谷市明石台十丁目 1 0 番 1 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 1 1 番 1 地先	
9 7 1	明石台 6－1 8 1 号線	富谷市明石台十丁目 5 番 9 地先	
		富谷市明石台十丁目 5 番 1 地先	
9 7 2	明石台 6－1 8 2 号線	富谷市明石台十丁目 1 1 番 1 8 地先	
		富谷市明石台十丁目 1 1 番 9 地先	
9 7 3	明石台 6－1 8 3 号線	富谷市明石台十丁目 4 番 1 2 地先	
		富谷市明石台十丁目 4 番 8 地先	
1 3 1 5	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 0 号線	富谷市明石台九丁目 4 7 番 1 地先	
		富谷市明石台九丁目 4 7 番 2 地先	
1 3 1 6	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 1 号線	富谷市明石台九丁目 5 5 番 8 地先	
		富谷市明石台九丁目 5 5 番 7 地先	
1 3 1 7	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 2 号線	富谷市明石台九丁目 5 1 番 1 0 地先	
		富谷市明石台九丁目 5 1 番 9 地先	
1 3 1 8	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 3 号線	富谷市明石台九丁目 6 0 番 1 地先	
		富谷市明石台九丁目 6 0 番 1 4 地先	
1 3 1 9	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 4 号線	富谷市明石台十丁目 3 7 番 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 3 7 番 1 地先	
1 3 2 0	自転車歩行者専用道路 明石台 4－3 5 号線	富谷市明石台十丁目 4 2 番 1 地先	
		富谷市明石台十丁目 4 2 番 1 地先	

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1 3 2 1	自転車歩行者専用道路 明石台4－36号線	富谷市明石台十丁目32番13地先	
		富谷市明石台十丁目32番13地先	
1 3 2 2	自転車歩行者専用道路 明石台4－37号線	富谷市明石台十丁目17番1地先	
		富谷市明石台十丁目17番1地先	
1 3 2 3	自転車歩行者専用道路 明石台4－38号線	富谷市明石台十丁目13番10地先	
		富谷市明石台十丁目13番9地先	
1 3 2 4	自転車歩行者専用道路 明石台4－39号線	富谷市明石台十丁目9番1地先	
		富谷市明石台十丁目9番18地先	
1 3 2 5	歩行者専用道路 明石台16号線	富谷市明石台十丁目87番地先	
		富谷市明石台十丁目87番地先	
1 3 2 6	歩行者専用道路 明石台17号線	富谷市明石台十丁目24番1地先	
		富谷市明石台十丁目24番1地先	
1 3 2 7	歩行者専用道路 明石台18号線	富谷市明石台十丁目25番1地先	
		富谷市明石台十丁目25番1地先	
1 3 2 8	歩行者専用道路 明石台19号線	富谷市明石台十丁目26番1地先	
		富谷市明石台十丁目26番1地先	
1 3 2 9	歩行者専用道路 明石台20号線	富谷市明石台十丁目2番1地先	
		富谷市明石台十丁目2番1地先	
1 3 3 0	歩行者専用道路 明石台21号線	富谷市明石台十丁目3番1地先	
		富谷市明石台十丁目3番1地先	
1 3 3 1	歩行者専用道路 明石台22号線	富谷市明石台十丁目23番8地先	
		富谷市明石台十丁目23番8地先	

議案第 9 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 江 刺 義 夫

生年月日 [REDACTED]

令和6年9月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 江刺義夫は，令和6年9月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 境 野 修

生年月日



令和6年9月3日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 境野修は、令和6年12月31日をもって任期満了となるため。

